第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第六条第三号の政令で定める漁船）

第二条　法第六条第三号の政令で定める漁船は、次に掲げる漁船以外の漁船とする。

一　漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第二号に掲げる以西底びき網漁業、同項第三号に掲げる遠洋底びき網漁業又は同項第六号に掲げる小型捕鯨業に従事する漁船

二　専ら漁猟場から漁獲物又はその化製品を運搬する業務に従事する漁船

三　漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ただし書中「額を加算した額」を「金額を加算した金額」に改める。

第四十三条の三第五項の表基準日において船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者の項中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十二条第二項」に改める。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第四条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三号中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改め、同条第八号中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「これらの法律」を「同法」に改める。

第五十一条第七号の四中「第六十条第一項」を「（昭和十四年法律第七十三号）第百二十五条第一項」に改める。

（国有財産法施行令の一部改正）

第五条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（地方税法施行令の一部改正）

第六条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九の二第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五十六条の八十九の三中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十二号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十三号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第二十四号中「第十九号」を「第十七号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号中「第二十号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第四十号までを二号ずつ繰り上げる。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第七条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「の規定により健康保険」を「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康保険又は船員保険」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第八条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第六条の八」を「第六条の五」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　船員保険法第八十九条及び第百条第四項

第三条の四第十号中「第六条第二項、第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改め、「、第二十条第二項、第二十二条第二項及び第二十四条第二項」を削る。

第六条の四から第六条の六までを削り、第六条の七を第六条の四とし、第六条の八を第六条の五とする。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第十条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「第二十八条第一項第六号」を「第五十三条第一項第六号」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第十一条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第八号中「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二」を削る。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「第六十二条」を「第百三十条」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六の三第五項の表基準日において船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者の項中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十二条第二項」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の三第四項の表基準日において船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者の項中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十二条第二項」に改める。